【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年11月7日
【計算期間】	第18特定期間（自　2019年2月13日　至　2019年8月13日）
【ファンド名】	マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）
【発行者名】	マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　山本　真一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワー N館
【事務連絡者氏名】	谷澤　儀彦
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワー N館
【電話番号】	03-6267-1955
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 当ファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類の方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
		債券
追加型	海外	不動産投信
		その他資産
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり
一般				
大型株	年2回			なし
中小型株		日本	ファンド・オブ・ファンズ	
	年4回			
債券		北米		
一般	年6回(隔月)			
公債		欧州		
社債	年12回(毎月)			
その他債券		アジア		
	日々			
不動産投信		オセアニア		
	その他			
その他資産（投資信託証券（株式））		中南米		
		アフリカ		
資産複合		中近東（中東）		
資産配分固定型				
資産配分変更型		エマージング		

※当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

・商品分類の定義について

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

・属性区分の定義について

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、上記の一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、その区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とします。
	不動産投信		目論見書または信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または信託約款において、組入れている資産を記載します。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年１回		目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		目論見書または信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		目論見書または信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		目論見書または信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

投資対象地域	グローバル	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの特色

1 好水準の配当金など、株主還元を積極的に行う企業に投資します。

●企業のキャッシュフロー分析を通じて、安定的な収益基盤を持ち、豊富な手元資金を株主還元に活用している企業を選別します。
●当ファンドが着目する株主還元は、①好水準の配当金、②自社株買い、③負債の削減です。

2 世界各国の様々な業種の企業から、株主還元に積極的な企業を選別します。

*株式会社が営業活動によって得た利益の一部を、出資者である株主に還元（返還）することをいいます。代表的なものに、配当金の支払いや自社株買いがあります。

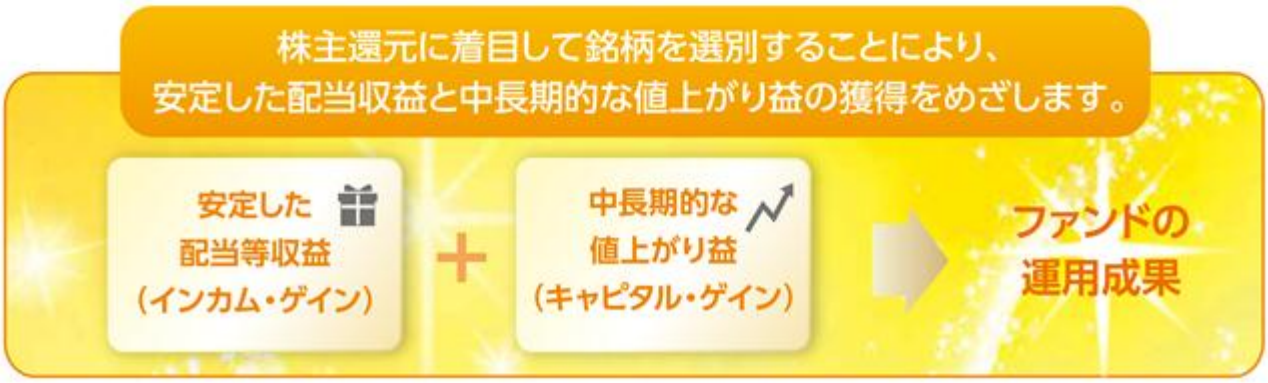

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 毎月決算を行い、安定した分配をめざすとともに、年4回のボーナス分配をめざします。

●毎月10日の決算時（休業日の場合は翌営業日とします。）に、配当等収益を中心に安定した分配をめざします。

●また、3月、6月、9月および12月の決算時には、配当等収益に加えて、売買益（評価益を含みます。）を加えたボーナス分配を行うことをめざします。

※上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

ファンドの仕組み

●マニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。

●ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

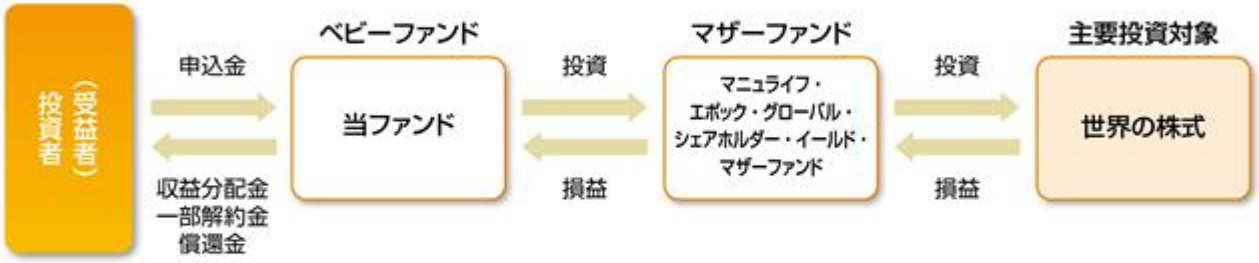

※マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス

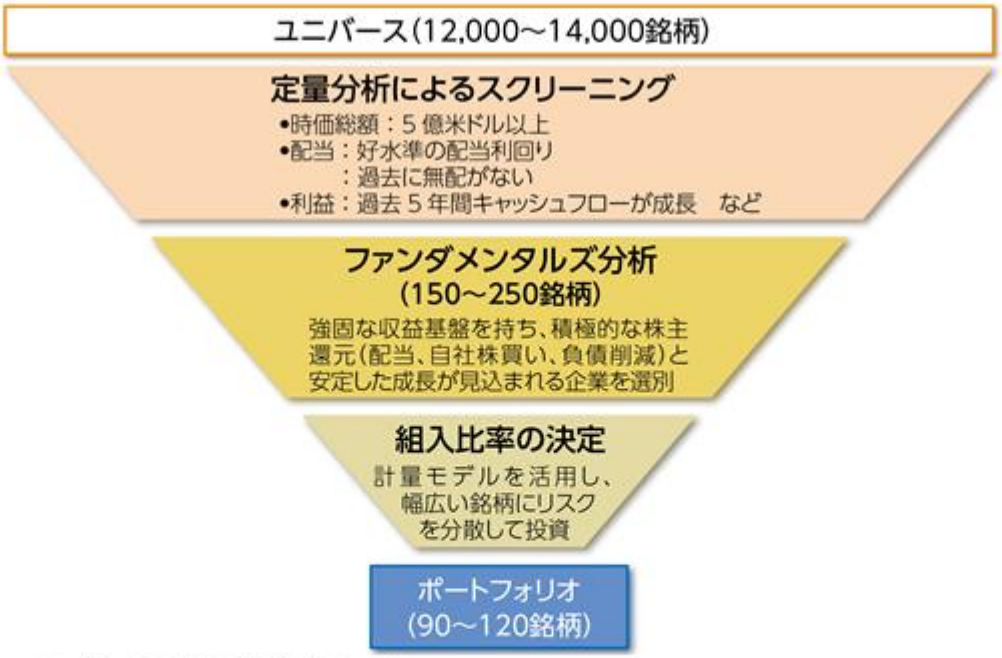

※運用プロセスは、今後変更となる場合があります。
出所:エポック・インベストメント・パートナーズ・インクの資料をもとにマニュライフ・アセット・マネジメント株式会社*が作成
*2020年4月1日付で社名をマニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社に変更いたします。

委託会社、運用権限の委託先会社について

●マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社*は、グローバル金融サービスを提供するマニュライフ・ファイナンシャル・コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。
*2020年4月1日付で社名をマニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社に変更いたします。

●マザーファンドの運用にあたっては、エポック・インベストメント・パートナーズ・インクに運用指図に関する権限の一部を委託します。
エポック・インベストメント・パートナーズ・インクは、グローバル株式戦略および米国株式戦略に特化した運用会社です。平均経験年数20年以上の経験豊富な運用チームが運用を担当します。

主な投資制限

●株式への実質投資割合には、制限を設けません。

●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

●投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

●分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

●収益分配額は、分配対象額の範囲で委託会社が決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

●毎月の分配金は原則として配当等収益等を中心に安定分配を行うことを目指します。なお、毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、売買益等も勘案して、それらが少額の場合を除き、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加する場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆･保証するものではありません。

資金動向･市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

■投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。
●期中収益に該当する部分：①配当等収益（経費控除後） ②有価証券売買益・評価益（経費控除後）
●期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

(1)計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合　(2)計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

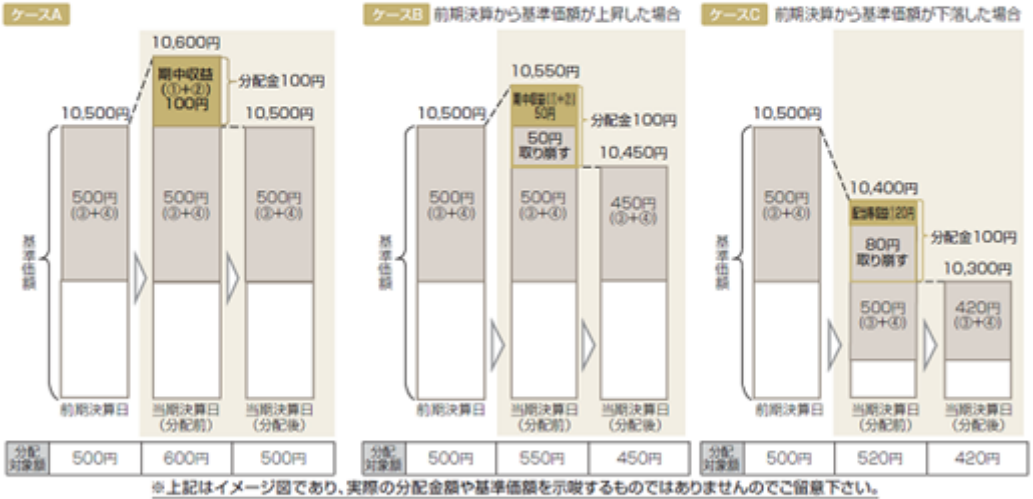

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、以下の通りとなります。
ケースA：分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB：分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC：分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

☆A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断下さい。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合　分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

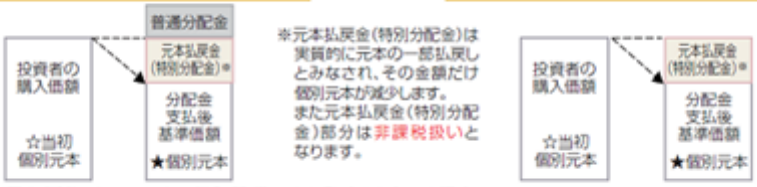

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（２）【ファンドの沿革】

2010年8月31日	当初設定日、信託契約締結、運用開始
2016年7月 1日	ファンドの委託会社としての業務をマニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社からマニュライフ・アセット・マネジメント株式会社へ承継

（３）【ファンドの仕組み】

① 委託会社・ファンドの関係法人の役割

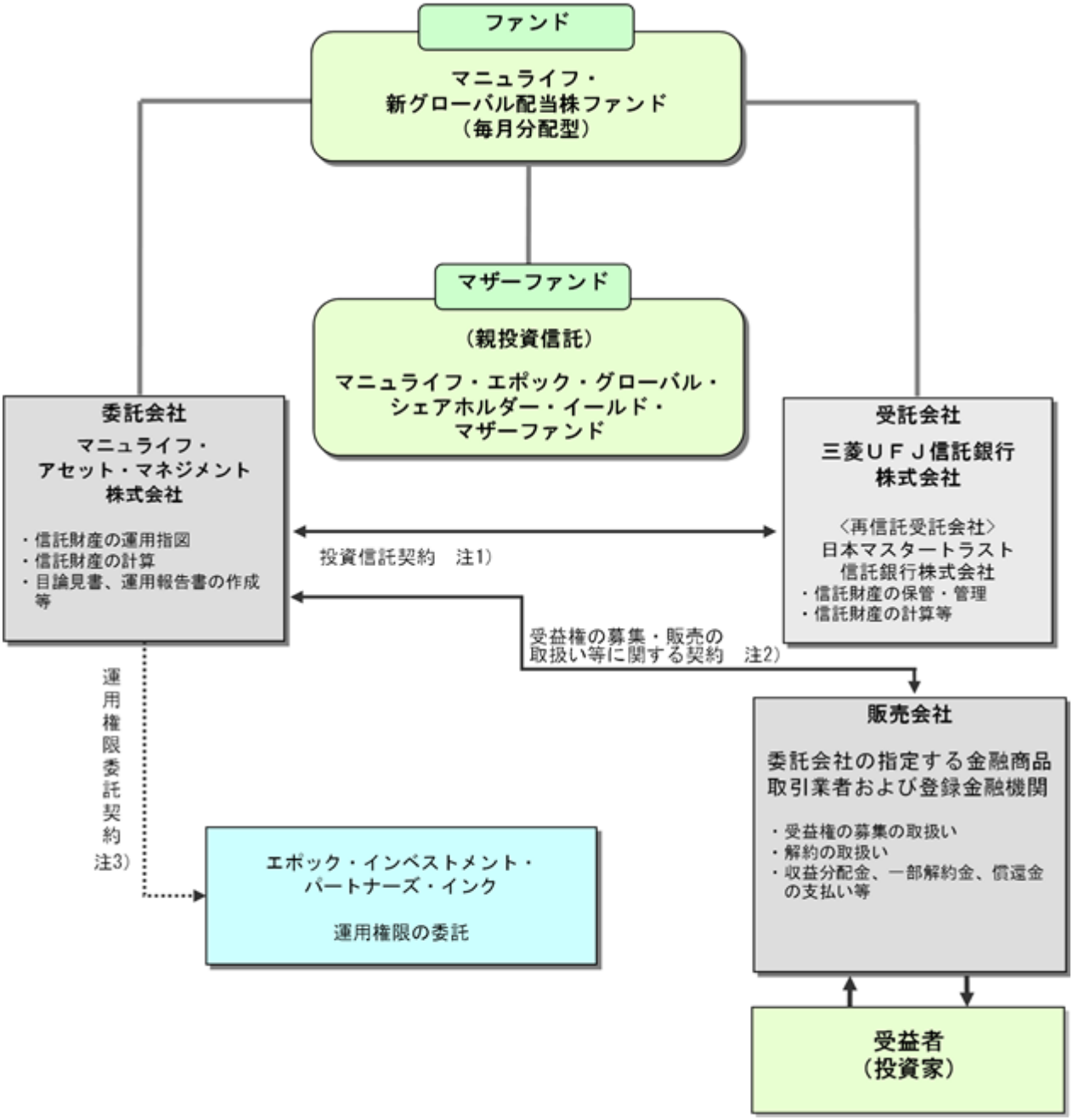

＜関係法人と締結している契約の概要＞
注1）投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。
注2）投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。
注3）投資顧問会社に対して行うマザーファンド運用に関わる権限の委託についてのルールを規定したもの。運用権限の委託を行う投資資産、委託の内容、報酬等の内容が規定事項です。

② 委託会社の概況（2019年8月末現在）

1．資本金の額　　1億4,050万円

2．沿革

2004年4月 8日	会社設立
2005年10月7日	社団法人日本証券投資顧問業協会※加入
2007年9月30日	投資運用業、投資助言・代理業登録
2016年4月28日	第二種金融商品取引業登録
2016年7月 1日	マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入
2017年10月2日	一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入
2020年4月 1日	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更（予定）

※2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

3．大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
マニュライフ生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	2,027株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 主要投資対象

主としてマニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資します。なお、コマーシャル・ペーパーなどの短期金融商品等に直接投資する場合があります。

② 投資態度

1.マザーファンドを通じて実質的に主として世界各国の金融商品取引所に上場または店頭売買金融商品市場に登録されている株式（※）に分散投資を行います。
（※）株式・・・ＤＲ（預託証券）及び上場・登録予定を含みます。

2.マザーファンドの運用にあたっては、エポック・インベストメント・パートナーズ・インク（以下、「エポック社」といいます。）に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。）の一部を委託します。

1) エポック社のアナリストによる調査と分析により、主に資本効率とフリー・キャッシュフローに着目して配当を含む株主価値の創出に優れた銘柄を世界中から選択し、ポートフォリオを構築することで、中長期的に（リスク調整後ベースで）より高いリターン獲得をめざします。

2) 通常の投資環境においては、少なくとも信託財産の純資産総額の80%超を世界のエクイティ証券（有配株式・転換社債・新株引受権証券・新株予約権証券）に投資します。

3) ハイ・イールド債券（非投資適格債券）を含む債券に20%以内で投資することがあります。

3.マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

4.実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

5.当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なとき等、また信託財産の規模によっては上記の運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

② 委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1.預金

2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

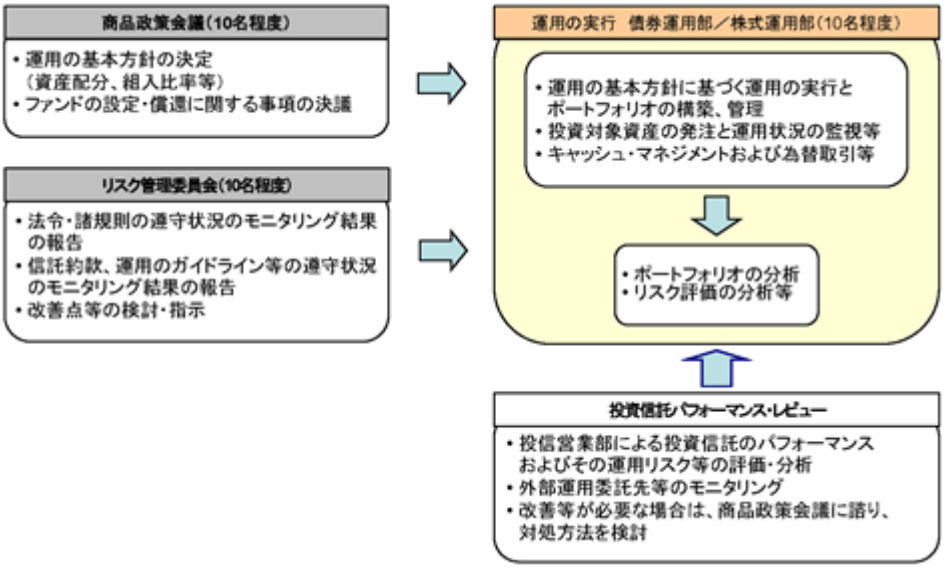

商品政策会議	投信営業部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

※上記体制は、2019年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

◆　運用体制に関する社内規則等

1.運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。

2.実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

◆　ファンドの関係法人に対する管理体制等

1. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。
また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。

2．運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。なお、第1期決算日から第3期決算日の間は、分配を行いません。

① 分配対象額の範囲
経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針
収益分配額は、分配対象額の範囲で委託会社が決定するものとし、毎月の分配金は原則として配当等収益等を中心に安定分配を行うことをめざします。なお、毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、売買益等も勘案して、それらが少額の場合を除き、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加する場合があります。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針
留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
④ 株式および債券（短期債を除く）の直接投資は行いません。
⑤ 外国為替予約取引は、約款に規定する範囲で行うことがあります。
＊ 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
⑥ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。
⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑧ 資金の借入れ
ａ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜法令に基づく投資制限＞

ある企業の発行する株式について、委託会社が運用する投資信託全体で、その企業の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投資信託及び投資法人に関する法律）

＜参考＞マザーファンドの概要

（1）投資方針

① 基本方針

安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

② 主要投資対象

主として世界各国の金融商品取引所に上場または店頭売買金融商品市場に登録されている株式に分散投資を行います。（新興国市場に信託財産の20%まで投資することができます。）

③ 投資態度

イ．運用にあたっては、エポック社に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。）の一部を委託します。

ロ．エポック社アナリストによる調査と分析により、グローバル化する市場の中で、主に資本効率とフリー・キャッシュフローに着目して株主価値の創出に優れた銘柄を世界中から選択し、ポートフォリオを構築することで、中長期的に（リスク調整後ベースで）より高いリターン獲得をめざします。

ハ．通常の投資環境においては、少なくとも信託財産の純資産総額の80%超を世界のエクイティ証券（有配株式・転換社債・新株引受権証券・新株予約権証券）に投資します。

ニ．ハイ・イールド債券（非投資適格債券）を含む債券に20%以内で投資することがあります。

ホ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

（2）主な投資制限

① 株式への投資割合には、制限を設けません。

② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
⑦ 外国為替予約取引は、約款の規定の範囲で行うことがあります。
⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑨ 異常な投資環境においては、一時的に短期の投資適格債券に集中して投資することがあります。その場合、投資目標の達成はできないことがあります。
⑩ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

3【投資リスク】
（1）投資リスク

（注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されず、収益や投資利回り等も確定されていない商品です。）

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。
投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

＜主な変動要因＞

① 株価変動リスク
株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。

② 為替変動リスク
ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ カントリーリスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの組入資産の価格が予想外に下落し、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。新興諸国や地域によっては、政治・経済情勢が不安定となったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が大幅に変更されることがあります。これらの事由が発生した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 公社債投資に係るリスク（金利リスク・信用リスク）
ファンドは、マザーファンドを通じてハイ・イールド債券を含む公社債に信託財産の20%以内で投資することがあります。

公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が元利金の債務不履行（デフォルト）を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落し損失を被ることがあります。
ハイ・イールド債券は、上位に格付けされた債券に比べて、企業の経営不振・倒産や、国家の政情・財政不安等により、デフォルト・リスクが高い傾向があります。デフォルトが生じた場合あるいはデフォルトが予想される場合、ハイ・イールド債券の価格は大きく下落します。なお、新興国の債券は、よりその影響を受けやすいと考えられます。
したがって、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

＜その他の留意点＞

① クーリング・オフの非適用
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 大量解約による資金流出に伴う留意点
当ファンドは、解約資金を手当するために、当ファンドが投資するマザーファンド受益証券およびその組入有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。
その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が変動する場合があります。

③ 繰上償還等に関わる留意点
当ファンドは、信託期間中であっても、受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、またやむを得ない事情が発生した場合には繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

④ 法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点
当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

⑤ 申込受付けの中止等の可能性に関わる留意点
委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生等）があるときは、取得申込受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込受付けを取消すことができます。また同様の事情がある場合、解約の申込受付けを中止すること、および既に受付けた解約の申込受付けを取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその解約の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に解約の申込みを受付けたものとします。

⑥ その他
・資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
・コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により、金融証券取引が一時的に停止し運用等に支障を来たす場合があります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご留意下さい。

（２）投資リスクに対する管理体制

◆　リスク管理関連の会議

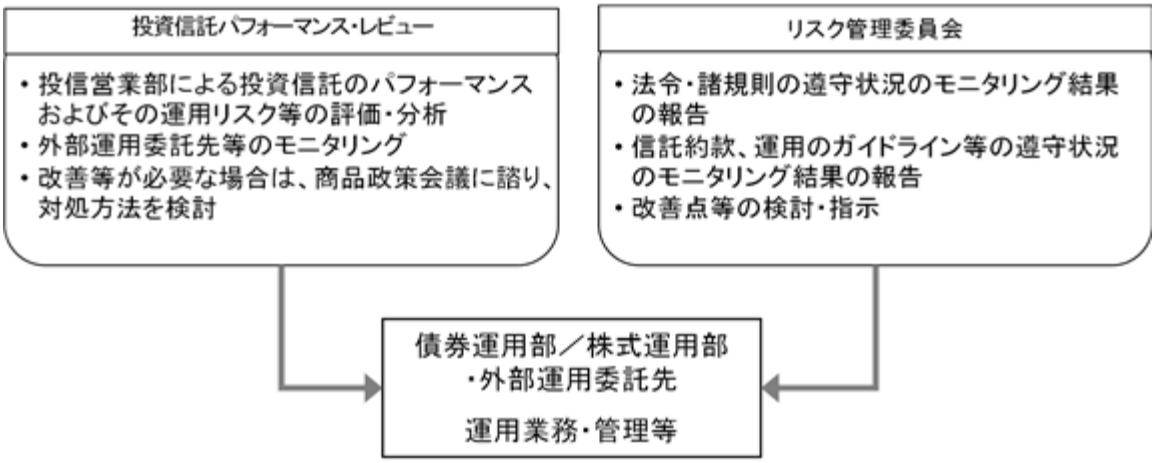

リスク管理委員会	**コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。**

※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、オペレーション部長、コンプライアンス部長、法務部長、投信営業部長、人事・総務部長および経理部長により構成されています。

※上記体制は、2019年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（3）参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均-最大-最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数
日 本 株・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)
(注1)海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。
(注2)上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します(東証株価指数:株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村證券株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities Inc.)。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、3.30%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

＊購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせ下さい。

（「税抜」における「税」とは消費税等相当額をいいます。以下同じ。）

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

なお、販売会社は下記にてご確認いただけます。

マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社
ホームページアドレス　www.mamj.co.jp/
電話番号　03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金（解約）手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

（3）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

■投資者が信託財産で間接的にご負担いただく費用

信託報酬の総額：

毎日のファンドの純資産総額に年率1.5620%（税抜1.42%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分（税抜）信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
委託会社： ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価	ファンドの純資産総額に対して ・100億円まで：年率0.72% ・100億円超部分：年率0.73%
販売会社： 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	年率0.63%
受託会社： 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	ファンドの純資産総額に対して ・100億円まで：年率0.07% ・100億円超部分：年率0.06%

ファンドの信託報酬は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

委託会社は、マザーファンドの運用権限の委託先であるエポック社に委託会社が受けた信託報酬から運用報酬を支払うものとします。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

（４）【その他の手数料等】

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、信託財産から支払われます。

・ご購入するファンドが信託財産で間接的に負担するもの

時　期	項　　目	費　用　額
毎　日	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書、目論見書、投資信託約款、運用報告書、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出、届出および公告等にかかる費用です。 ・監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。 ・上記のほか、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用、投資信託振替制度にかかる手数料および費用等があります。	毎日のファンドの純資産総額に対して合理的な計算に基づく見積率（上限年率0.2%）を乗じて得た額注)を左記の合計額とみなします。
都　度	組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・有価証券等の売買にかかる売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う費用です。 ・信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息、借入金の利息、融資枠の設定費用等です。	実額(消費税等相当額を含みます。) 運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。

注）委託会社は、この額を合理的な見積率による費用の合計額（消費税等相当額を含みます。）とみなし、実際の費用にかかわらず、その支弁を信託財産より受けます。また、委託会社は、ファンドの信託財産の規模等を考慮して、計算期間中にこの見積率を合理的に見直し、上限年率0.2%の範囲内で、これを変更することができます。

お申込から換金または償還までの間にご負担いただく費用の合計額または上限額あるいは計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、あらかじめ示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

①　個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
2014年 1 月 1 日 〜 2037年12月31日	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315%※1 (所得税15.315%※1　地方税5.000%)
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税※2　20.315%※1 (所得税15.315%※1　地方税5.000%)
	償還金			

※１2037年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。2038年1月1日以降、税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

※２原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

・収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

・配当控除の適用はありません。

［損益通算について］

換金（解約時）および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との通算が可能です。また、換金（解約時）および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

② 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	2014年1月1日から2037年12月31日までは源泉徴収15.315%※（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

※2037年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。2038年1月1日以降、税率は15%（所得税15%）となります。

・税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

＊上記は2019年8月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更になる場合があります。

＊税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。

◆ 個別元本について

1．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

4．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「◆収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

＊詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

－まとめ－

	購入形態	個別元本の計算
原　　則	同一ファンドを1回ご購入した場合	ご購入時のファンドのご購入価額
例　　外	同一のファンドを複数回ご購入した場合	原則として、ファンドのご購入のつど、加重平均により再計算
	同一のファンドを複数の販売会社でご購入した場合	販売会社ごとに算出
	同一販売会社の複数の口座で同一ファンドをご購入した場合	口座ごとに算出される場合があります。

◆　収益分配金の課税について

●　分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

●　受益者が収益分配金を受取る際

①　収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

②　収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。
なお、収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

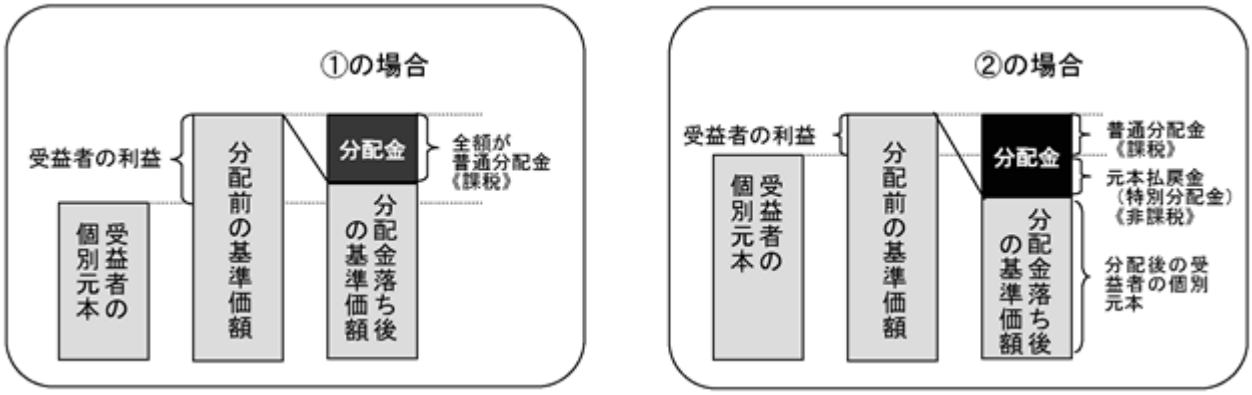

＊上記の図表はイメージ図であり、収益分配金を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記の記載が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は当ファンドの2019年8月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	6,672,516,992	100.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	－	△4,875,888	△0.07
合計(純資産総額)	－	6,667,641,104	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	マニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド	2,034,303,961	3.2262	6,563,071,764	3.2800	6,672,516,992	100.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド

（1）投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	140,848,400	1.54
	アメリカ	4,300,580,029	47.06
	カナダ	610,276,842	6.67
	ドイツ	525,175,164	5.74
	イタリア	323,644,786	3.54
	フランス	600,941,684	6.57
	オランダ	56,001,089	0.61
	スペイン	59,858,063	0.65
	アイルランド	114,849,414	1.25
	イギリス	1,035,016,347	11.32

	スイス	296,274,269	3.24
	スウェーデン	46,626,793	0.51
	ノルウェー	96,998,769	1.06
	オーストラリア	173,744,700	1.90
	シンガポール	23,392,859	0.25
	韓国	65,986,782	0.72
	台湾	55,548,430	0.60
	小計	8,525,764,420	93.30
投資証券	アメリカ	317,379,008	3.47
	フランス	79,475,063	0.86
	小計	396,854,071	4.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	215,121,592	2.35
合計(純資産総額)	―	9,137,740,083	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	DUKE ENERGY CORP	公益事業	17,970	8,891.14	159,773,809	9,875.22	177,457,876	1.94
2	カナダ	株式	BCE INC	電気通信サービス	35,204	4,323.55	152,206,287	5,030.90	177,108,085	1.93
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	―	17,117	6,908.18	118,247,477	9,547.33	163,421,695	1.78
4	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	26,248	5,866.54	153,985,033	6,168.29	161,905,339	1.77
5	ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG	保険	6,923	21,935.34	151,858,416	23,304.85	161,339,515	1.76
6	アメリカ	株式	FIRSTENERGY CORP	公益事業	32,960	4,199.19	138,405,474	4,890.77	161,199,858	1.76
7	フランス	株式	AXA SA	保険	63,392	2,630.07	166,725,920	2,456.11	155,698,004	1.70
8	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	40,665	3,505.42	142,548,085	3,742.06	152,171,236	1.66
9	アメリカ	株式	ENTERGY CORP	公益事業	12,550	9,070.39	113,833,419	12,032.10	151,002,970	1.65
10	ドイツ	株式	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	保険	5,575	22,434.39	125,071,745	25,772.73	143,682,987	1.57
11	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	24,983	6,163.34	153,978,962	5,293.34	132,243,763	1.44

12	アメリカ	株式	DOMINION ENERGY INC	公益事業	15,652	7,871.74	123,208,519	8,278.32	129,572,415	1.41
13	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-ADR	エネルギー	21,702	6,930.13	150,397,786	5,929.82	128,688,997	1.40
14	イタリア	株式	SNAM SPA	エネルギー	229,675	443.46	101,852,847	548.62	126,005,750	1.37
15	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	12,913	8,372.96	108,120,104	9,476.37	122,368,488	1.33
16	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	31,636	4,593.71	145,326,914	3,761.23	118,990,329	1.30
17	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	12,793	8,232.00	105,312,009	9,232.21	118,107,678	1.29
18	アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・タバコ	25,043	6,501.84	162,825,768	4,710.85	117,973,942	1.29
19	イギリス	株式	NATIONAL GRID PLC	公益事業	106,436	1,073.01	114,207,819	1,107.20	117,846,773	1.28
20	フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	12,642	9,101.60	115,062,440	9,177.49	116,021,861	1.26
21	イギリス	株式	IMPERIAL BRANDS PLC	食品・飲料・タバコ	42,291	3,316.35	140,251,836	2,719.38	115,005,705	1.25
22	アイルランド	株式	EATON CORP PLC	資本財	13,546	8,229.61	111,478,376	8,478.47	114,849,414	1.25
23	イギリス	株式	BAE SYSTEMS PLC	資本財	158,118	689.34	108,998,336	705.19	111,504,788	1.22
24	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	13,997	9,363.71	131,063,931	7,741.77	108,361,571	1.18
25	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	8,037	10,531.20	84,639,320	13,155.26	105,728,842	1.15
26	イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	15,802	5,373.93	84,918,987	6,678.51	105,533,973	1.15
27	カナダ	株式	TELUS CORP	電気通信サービス	27,281	3,694.14	100,780,058	3,850.08	105,034,213	1.14
28	イタリア	株式	TERNA SPA	公益事業	150,896	539.92	81,472,025	683.66	103,162,398	1.12
29	カナダ	株式	PEMBINA PIPELINE CORP	エネルギー	26,341	3,624.18	95,464,720	3,881.32	102,238,100	1.11
30	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,432	26,566.84	91,177,405	29,195.01	100,197,293	1.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ.業種別及び種類別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	医薬品	0.84
		保険業	0.70
	外国	エネルギー	9.04
		素材	2.97
		資本財	6.49
		運輸	1.61
		自動車・自動車部品	0.82
		耐久消費財・アパレル	1.30
		消費者サービス	1.74
		小売	1.48
		食品・飲料・タバコ	9.49
		家庭用品・パーソナル用品	2.90
		ヘルスケア機器・サービス	0.66
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10.57
		銀行	5.10
		各種金融	1.74
		保険	7.64
		ソフトウェア・サービス	1.96
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.69
		電気通信サービス	7.70
		公益事業	13.20
		半導体・半導体製造装置	3.55
投資証券	―	―	4.34
合計			97.64

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

	通貨	買建/売建	数量	簿価金額(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	米ドル	買建	72,601.58	7,697,341	7,726,260	0.08
	シンガポールドル	売建	100,763.73	7,697,341	7,723,539	△0.08

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率です。

（注2）為替予約取引の評価額金額については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2019年8月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(2011年2月10日)	11,500,971	11,532,147	1.1067	1.1097
第2特定期間	(2011年8月10日)	1,011,887,937	1,015,151,342	0.9302	0.9332
第3特定期間	(2012年2月10日)	1,186,221,842	1,189,731,843	1.0139	1.0169
第4特定期間	(2012年8月10日)	1,879,401,848	1,885,009,274	1.0055	1.0085
第5特定期間	(2013年2月12日)	1,984,599,733	1,989,477,189	1.2207	1.2237
第6特定期間	(2013年8月12日)	3,764,157,684	3,774,009,965	1.1462	1.1492
第7特定期間	(2014年2月10日)	6,190,033,223	6,207,147,845	1.0850	1.0880
第8特定期間	(2014年8月11日)	18,607,188,724	18,661,740,535	1.0233	1.0263
第9特定期間	(2015年2月10日)	27,198,616,139	27,275,515,131	1.0611	1.0641
第10特定期間	(2015年8月10日)	31,896,685,187	31,990,770,760	1.0171	1.0201
第11特定期間	(2016年2月10日)	22,521,543,096	22,601,747,090	0.8424	0.8454
第12特定期間	(2016年8月10日)	18,832,830,237	18,900,662,270	0.8329	0.8359
第13特定期間	(2017年2月10日)	16,982,367,880	17,038,761,749	0.9034	0.9064
第14特定期間	(2017年8月10日)	14,335,640,326	14,381,947,706	0.9287	0.9317
第15特定期間	(2018年2月13日)	10,414,328,175	10,448,738,137	0.9080	0.9110
第16特定期間	(2018年8月10日)	9,350,589,562	9,380,940,943	0.9242	0.9272
第17特定期間	(2019年2月12日)	7,935,197,637	7,962,486,366	0.8724	0.8754
第18特定期間	(2019年8月13日)	6,653,987,465	6,677,763,431	0.8396	0.8426
	2018年 8 月末日	9,217,818,252	－	0.9261	－
	2018年 9 月末日	9,204,661,361	－	0.9459	－
	2018年10月末日	8,519,758,607	－	0.8942	－
	2018年11月末日	8,589,920,564	－	0.9143	－
	2018年12月末日	7,630,471,519	－	0.8278	－
	2019年 1 月末日	7,842,969,872	－	0.8567	－
	2019年 2 月末日	8,172,472,693	－	0.9036	－
	2019年 3 月末日	7,934,298,584	－	0.9110	－
	2019年 4 月末日	7,616,842,797	－	0.9184	－
	2019年 5 月末日	7,112,105,086	－	0.8656	－
	2019年 6 月末日	7,213,319,930	－	0.8860	－
	2019年 7 月末日	7,110,406,788	－	0.8923	－
	2019年 8 月末日	6,667,641,104	－	0.8529	－

②【分配の推移】

特定期間		1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	自　2010年8月31日 至　2011年2月10日	0.0360
第2特定期間	自　2011年2月11日 至　2011年8月10日	0.0720
第3特定期間	自　2011年8月11日 至　2012年2月10日	0.0180
第4特定期間	自　2012年2月11日 至　2012年8月10日	0.0650
第5特定期間	自　2012年8月11日 至　2013年2月12日	0.0450
第6特定期間	自　2013年2月13日 至　2013年8月12日	0.2120
第7特定期間	自　2013年8月13日 至　2014年2月10日	0.1820
第8特定期間	自　2014年2月11日 至　2014年8月11日	0.1220
第9特定期間	自　2014年8月12日 至　2015年2月10日	0.1520
第10特定期間	自　2015年2月11日 至　2015年8月10日	0.0720
第11特定期間	自　2015年8月11日 至　2016年2月10日	0.0180
第12特定期間	自　2016年2月11日 至　2016年8月10日	0.0180
第13特定期間	自　2016年8月11日 至　2017年2月10日	0.0180
第14特定期間	自　2017年2月11日 至　2017年8月10日	0.0180
第15特定期間	自　2017年8月11日 至　2018年2月13日	0.0180
第16特定期間	自　2018年2月14日 至　2018年8月10日	0.0180
第17特定期間	自　2018年8月11日 至　2019年2月12日	0.0180
第18特定期間	自　2019年2月13日 至　2019年8月13日	0.0180

③【収益率の推移】

特定期間		収益率 (%)
第1特定期間	自　2010年8月31日 至　2011年2月10日	14.3
第2特定期間	自　2011年2月11日 至　2011年8月10日	△9.4
第3特定期間	自　2011年8月11日 至　2012年2月10日	10.9
第4特定期間	自　2012年2月11日 至　2012年8月10日	5.6
第5特定期間	自　2012年8月11日 至　2013年2月12日	25.9
第6特定期間	自　2013年2月13日 至　2013年8月12日	11.3
第7特定期間	自　2013年8月13日 至　2014年2月10日	10.5
第8特定期間	自　2014年2月11日 至　2014年8月11日	5.6
第9特定期間	自　2014年8月12日 至　2015年2月10日	18.5
第10特定期間	自　2015年2月11日 至　2015年8月10日	2.6
第11特定期間	自　2015年8月11日 至　2016年2月10日	△15.4
第12特定期間	自　2016年2月11日 至　2016年8月10日	1.0
第13特定期間	自　2016年8月11日 至　2017年2月10日	10.6
第14特定期間	自　2017年2月11日 至　2017年8月10日	4.8
第15特定期間	自　2017年8月11日 至　2018年2月13日	△0.3
第16特定期間	自　2018年2月14日 至　2018年8月10日	3.8
第17特定期間	自　2018年8月11日 至　2019年2月12日	△3.7
第18特定期間	自　2019年2月13日 至　2019年8月13日	△1.7

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前作成期末基準価額」といいます。）を控除した額を前作成期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

特定期間		設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1特定期間	自　2010年8月31日 至　2011年2月10日	22,591,774	12,199,692	10,392,082
第2特定期間	自　2011年2月11日 至　2011年8月10日	1,080,476,556	3,066,905	1,087,801,733
第3特定期間	自　2011年8月11日 至　2012年2月10日	125,489,762	43,291,094	1,170,000,401
第4特定期間	自　2012年2月11日 至　2012年8月10日	785,652,093	86,510,326	1,869,142,168
第5特定期間	自　2012年8月11日 至　2013年2月12日	468,824,803	712,147,990	1,625,818,981
第6特定期間	自　2013年2月13日 至　2013年8月12日	2,789,188,510	1,130,913,577	3,284,093,914
第7特定期間	自　2013年8月13日 至　2014年2月10日	4,949,098,919	2,528,318,681	5,704,874,152
第8特定期間	自　2014年2月11日 至　2014年8月11日	14,719,160,350	2,240,097,501	18,183,937,001
第9特定期間	自　2014年8月12日 至　2015年2月10日	17,553,441,589	10,104,381,062	25,632,997,528
第10特定期間	自　2015年2月11日 至　2015年8月10日	14,138,582,185	8,409,721,722	31,361,857,991
第11特定期間	自　2015年8月11日 至　2016年2月10日	1,574,105,651	6,201,298,941	26,734,664,701
第12特定期間	自　2016年2月11日 至　2016年8月10日	709,239,861	4,833,226,759	22,610,677,803
第13特定期間	自　2016年8月11日 至　2017年2月10日	397,963,918	4,210,685,143	18,797,956,578
第14特定期間	自　2017年2月11日 至　2017年8月10日	1,040,265,055	4,402,428,069	15,435,793,564
第15特定期間	自　2017年8月11日 至　2018年2月13日	641,820,819	4,607,626,837	11,469,987,546
第16特定期間	自　2018年2月14日 至　2018年8月10日	152,465,626	1,505,326,030	10,117,127,142
第17特定期間	自　2018年8月11日 至　2019年2月12日	112,295,318	1,133,179,250	9,096,243,210
第18特定期間	自　2019年2月13日 至　2019年8月13日	93,220,218	1,264,141,151	7,925,322,277

(注1)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(注2)第1特定期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）

基準価額・純資産の推移

2019年8月30日現在

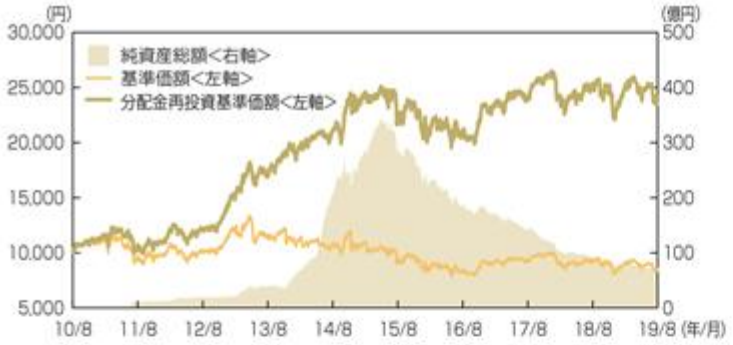

※基準価額は信託報酬等控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

基準価額	8,529円
純資産総額	66.7億円

分配の推移（1万口当たり、税引前）

2019年4月	30円
2019年5月	30円
2019年6月	30円
2019年7月	30円
2019年8月	30円
直近1年間合計	360円
設定来合計	11,200円

※分配実績は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆または保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

主な資産の状況

●マザーファンドの資産の状況を記載しています。

国別構成比率

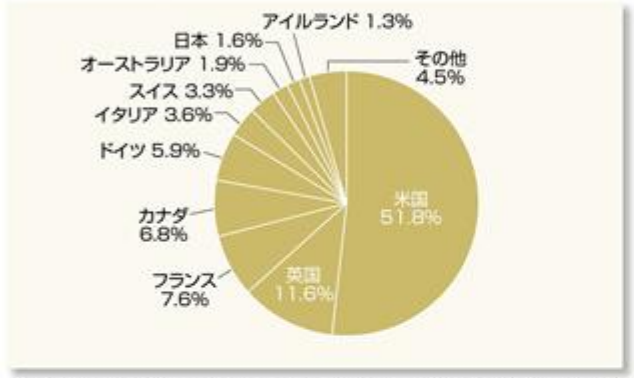

業種別構成比率

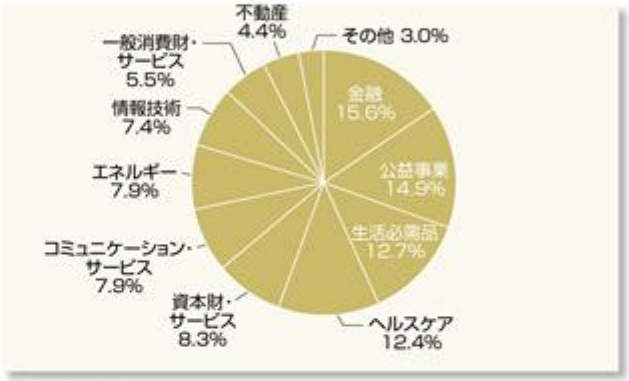

※国別構成比率は現物株式評価額に対する比率です。国名は組入れ銘柄の法人登録国を示しています。
※業種別構成比率は現物株式評価額に対する比率です。業種は、GICS（世界産業分類基準）に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。
※国別構成比率、業種別構成比率は数値を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。

組入上位10銘柄

（組入数:103銘柄）

	組入銘柄	国	業種	組入比率
1	デューク・エナジー	米国	公益事業	1.9%
2	BCE	カナダ	コミュニケーション・サービス	1.9%
3	ウェルタワー	米国	不動産	1.8%
4	ベライゾン・コミュニケーションズ	米国	コミュニケーション・サービス	1.8%
5	アリアンツ	ドイツ	金融	1.8%
6	ファーストエナジー	米国	公益事業	1.8%
7	アクサ	フランス	金融	1.7%
8	AT&T	米国	コミュニケーション・サービス	1.7%
9	エンタジー	米国	公益事業	1.7%
10	ミュンヘン再保険	ドイツ	金融	1.6%

※業種は、GICS（世界産業分類基準）に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。
※組入比率は純資産総額に対する比率です。
※当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社が特定の有価証券等の取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

年間収益率の推移

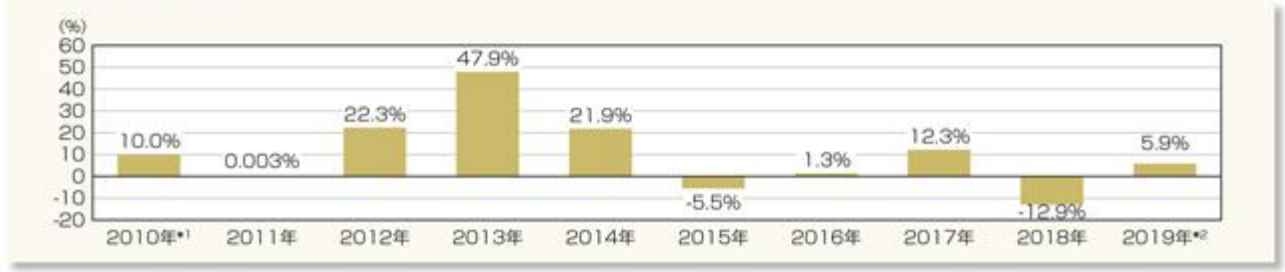

*1:2010年:2010年8月31日～2010年12月末の収益率 *2:2019年:2019年1月～2019年8月末の収益率
※ファンドの年間収益率は税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。
※当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

① 申込みの受付（販売会社の営業日）

2019年11月8日（金）から2020年5月7日（木）まで

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所休業日

ニューヨークの銀行休業日

※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

② 申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

③ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの正式名称	新聞掲載略称
マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）	新グロ配

また、下記の委託会社のホームページでご覧になることもできます。

＜照会先＞

マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社
ホームページアドレス　www.mamj.co.jp/
電話番号　03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

④ 申込手数料

1.申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、3.30%（税抜3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

＊税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

2.受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

⑤ 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

⑥ 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。また、上記③の＜照会先＞においてもご確認いただけます。

⑦ 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「分配金再投資コース」の申込みには、取得申込者と販売会社との間で別に定める自動けいぞく投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。

⑧ 申込受付時間

原則として、午後3時までに販売会社が受付けた取得申込み（当該申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受付けたものとして取扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締切ることとしている場合があります。

⑨ 申込代金の支払期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、申込手数料および当該手数料にかかる消費税相当額を加算した額を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

⑩ その他

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みを取消すことがあります。

・受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

① 解約の受付（販売会社の営業日）

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所休業日

ニューヨークの銀行休業日

※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

② 解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

③ 解約価額

解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額です。

1万口当たりの手取額は、解約価額から税金※（解約価額が個別元本を上回っている場合）を差し引いた額となります。

※税金については、第1[ファンドの状況]4[手数料等及び税金](5)[課税上の取扱い]をご覧下さい。

※基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。
照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等]③申込価額の記載をご参照下さい。

④ 換金手数料
ありません。

⑤ 信託財産留保額
ありません。

⑥ 解約価額の算出頻度
原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

⑦ 支払開始日
原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧ 解約請求受付時間
原則として、午後3時までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は翌営業日に受付けたものとして取扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締切ることとしている場合があります。
・ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口解約について、委託会社の判断により解約金額や解約受付時間に制限を設ける場合があります。

⑨ その他
・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた解約請求を取消すことがあります。このような場合には、投資者の皆様は解約の申込みを撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社が解約請求の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、この解約請求を受付けたものとします。
・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出方法
基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数×1万口
（注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

② 主な評価方法
信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

外国の金融商品取引所上場株式	原則として、当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。（注）
外国の店頭登録株式	原則として、海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場、または最終買気配相場で評価します。（注）

※外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

（注）原則として、基準価額計算日の前営業日とします。

③ 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

④ 基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等]③申込価額の記載をご参照下さい。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として、2010年8月31日から無期限です。

ただし、後記(5)[その他]１.ファンドの償還条件等の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎月11日から翌月10日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

１．ファンドの償還条件等

① 委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（繰上償還）

・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届出ます。

② 委託会社は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　上記②から④までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②から④までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

⑥　このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。また、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託者を選任できない場合もファンドを償還させることがあります。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記のその内容が重大な約款変更の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間で存続します。

２.信託約款の変更等

①　委託会社は、受益者の利益のために必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はここに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託会社は、上記①の事項（上記①の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、上記①の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　上記②の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　上記①から⑥までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

３.反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場

合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

4.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.mamj.co.jp/

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により公告を行います。

5.運用報告書

毎年2月および8月の決算時、および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

6.関係法人との契約の更改

委託会社と各販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときには、自動的に1ヵ年延長されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

・収益分配金は原則として決算日から起算して5営業日目までに、販売会社の営業所等において受益者に支払います。

・受益者が、収益分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

・「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。

（注）「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し分配されたのち、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の買付けに充当されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(注)償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

③　換金（解約）請求権

受益者は、自己の有する受益権につき、解約を請求する権利を有します。

・解約代金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から支払います。

・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

（第2[管理及び運営]2[換金（解約）手続等]をご参照下さい。）

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（2019年2月13日から2019年8月13日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間 (2019年 2月12日現在)	当特定期間 (2019年 8月13日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	7,935,197,637	6,653,987,465
未収入金	50,948,421	37,932,186
流動資産合計	7,986,146,058	6,691,919,651
資産合計	7,986,146,058	6,691,919,651
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	27,288,729	23,775,966
未払解約金	12,531,391	3,840,029
未払受託者報酬	535,557	496,000
未払委託者報酬	10,328,579	9,565,667
その他未払費用	264,165	254,524
流動負債合計	50,948,421	37,932,186
負債合計	50,948,421	37,932,186
純資産の部		
元本等		
元本	9,096,243,210	7,925,322,277
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,161,045,573	△1,271,334,812
（分配準備積立金）	683,433,041	585,619,032
元本等合計	7,935,197,637	6,653,987,465
純資産合計	7,935,197,637	6,653,987,465
負債純資産合計	7,986,146,058	6,691,919,651

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自　2018年 8月11日 至　2019年 2月12日	当特定期間 自　2019年 2月13日 至　2019年 8月13日
営業収益		
有価証券売買等損益	△249,673,517	△6,022,989
営業収益合計	△249,673,517	△6,022,989
営業費用		
受託者報酬	3,280,547	2,842,131
委託者報酬	63,267,607	54,812,441
その他費用	1,488,930	1,362,452
営業費用合計	68,037,084	59,017,024
営業利益又は営業損失（△）	△317,710,601	△65,040,013
経常利益又は経常損失（△）	△317,710,601	△65,040,013
当期純利益又は当期純損失（△）	△317,710,601	△65,040,013
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,519,115	14,359,449
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△766,537,580	△1,161,045,573
剰余金増加額又は欠損金減少額	108,788,874	129,109,696
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	108,788,874	129,109,696
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,283,540	9,906,850
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,283,540	9,906,850
分配金	169,783,611	150,092,623
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,161,045,573	△1,271,334,812

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 当ファンドの特定期間は2019年 2月10日、11日および2019年 8月10日から12日が休日のため、2019年 2月13日から2019年 8月13日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	前特定期間 2019年 2月12日現在	当特定期間 2019年 8月13日現在
１．元本の推移		
期首元本額	10,117,127,142円	9,096,243,210円
期中追加設定元本額	112,295,318円	93,220,218円
期中一部解約元本額	1,133,179,250円	1,264,141,151円
２．特定期間末日における受益権の総数	9,096,243,210口	7,925,322,277口
３．特定期間末日における1口当たり純資産額	0.8724円	0.8396円
特定期間末日における1万口当たり純資産額	8,724円	8,396円
４．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,161,045,573円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,271,334,812円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	前特定期間 自 2018年 8月11日 至 2019年 2月12日	当特定期間 自 2019年 2月13日 至 2019年 8月13日
１．投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率 0.425%以内の額	純資産総額に対して年率 0.425%以内の額
２．分配金の計算過程	自2018年 8月11日 至2018年 9月10日	自2019年 2月13日 至2019年 3月11日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	8,340,416円	32,034,939円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0円	0円
信託約款に規定される収益調整金	1,089,119円	1,082,957円
信託約款に規定される分配準備積立金	840,293,182円	671,318,687円
分配対象収益	849,722,717円	704,436,583円
（1万口当たり）	858円	787円
分配金額	29,709,880円	26,847,071円
（1万口当たり）	30円	30円
	自2018年 9月11日 至2018年10月10日	自2019年 3月12日 至2019年 4月10日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	20,138,203円	25,342,142円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0円	0円
信託約款に規定される収益調整金	1,348,613円	1,538,831円
信託約款に規定される分配準備積立金	792,705,502円	650,677,462円
分配対象収益	814,192,318円	677,558,435円
（1万口当たり）	849円	786円
分配金額	28,768,573円	25,839,893円
（1万口当たり）	30円	30円
	自2018年10月11日 至2018年11月12日	自2019年 4月11日 至2019年 5月10日

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	3,448,643円	29,580,079円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0円	0円
信託約款に規定される収益調整金	2,240,897円	848,093円
信託約款に規定される分配準備積立金	772,893,927円	624,883,436円
分配対象収益	778,583,467円	655,311,608円
（1万口当たり）	822円	792円
分配金額	28,391,169円	24,808,903円
（1万口当たり）	30円	30円
	自2018年11月13日 至2018年12月10日	自2019年 5月11日 至2019年 6月10日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	23,002,818円	25,999,424円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0円	0円
信託約款に規定される収益調整金	1,380,033円	1,428,581円
信託約款に規定される分配準備積立金	739,139,387円	623,385,421円
分配対象収益	763,522,238円	650,813,426円
（1万口当たり）	817円	794円
分配金額	28,023,378円	24,583,032円
（1万口当たり）	30円	30円
	自2018年12月11日 至2019年 1月10日	自2019年 6月11日 至2019年 7月10日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	9,814,040円	22,813,128円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0円	0円
信託約款に規定される収益調整金	1,708,456円	1,375,082円
信託約款に規定される分配準備積立金	722,757,956円	616,098,328円
分配対象収益	734,280,452円	640,286,538円
（1万口当たり）	798円	792円
分配金額	27,601,882円	24,237,758円
（1万口当たり）	30円	30円
	自2019年 1月11日 至2019年 2月12日	自2019年 7月11日 至2019年 8月13日
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	12,052,897円	5,082,486円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0円	0円
信託約款に規定される収益調整金	1,340,198円	887,186円
信託約款に規定される分配準備積立金	697,331,725円	603,432,802円
分配対象収益	710,724,820円	609,402,474円
（1万口当たり）	781円	768円
分配金額	27,288,729円	23,775,966円
（1万口当たり）	30円	30円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・投資信託パフォーマンス・レビュー 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク管理委員会 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項 目	前特定期間 2019年 2月12日現在	当特定期間 2019年 8月13日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前特定期間 2019年 2月12日現在	当特定期間 2019年 8月13日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	389,955,190	△439,860,954
合計	389,955,190	△439,860,954

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

①　有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド	2,062,228,806	6,653,987,465	
合計		2,062,228,806	6,653,987,465	

②　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「マニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド

（1）貸借対照表

(単位：円)

	(2019年 2月12日現在)	(2019年 8月13日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	73,998,519	16,333,142
金銭信託	84,063,785	70,940,386
株式	10,260,058,008	8,252,221,158
投資証券	-	410,365,235
未収配当金	12,046,922	25,684,691
流動資産合計	10,430,167,234	8,775,544,612
資産合計	10,430,167,234	8,775,544,612
負債の部		
流動負債		
未払解約金	66,017,327	52,431,534
その他未払費用	6,761	6,300
流動負債合計	66,024,088	52,437,834
負債合計	66,024,088	52,437,834
純資産の部		
元本等		
元本	3,179,266,283	2,703,534,658
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	7,184,876,863	6,019,572,120
元本等合計	10,364,143,146	8,723,106,778
純資産合計	10,364,143,146	8,723,106,778
負債純資産合計	10,430,167,234	8,775,544,612

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	（１）株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として本書における開示対象ファンドの期末日におけるわが国の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2019年 2月12日現在	2019年 8月13日現在
１．元本の推移		
本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,535,617,902円	3,179,266,283円
同期中における追加設定元本額	125,874,108円	76,737,710円
同期中における解約元本額	482,225,727円	552,469,335円
同期末日における元本の内訳		
マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）	2,434,184,373円	2,062,228,806円
マニュライフ・グローバル配当株ファンド＜ラップ＞	156,096,527円	148,896,025円
マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（年２回決算型）	196,933,669円	144,277,086円
マニュライフ・新グローバル配当株ファンド　為替リスク軽減型（毎月分配型）	17,647,691円	17,543,455円
マニュライフ・新グローバル配当株ファンド　為替リスク軽減型（年２回決算型）	32,156,882円	28,046,809円
マニュライフ・グローバル配当株ファンド（適格機関投資家専用）	342,247,141円	302,542,477円
合計	3,179,266,283円	2,703,534,658円
２．本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の受益権の総数	3,179,266,283口	2,703,534,658口
３．本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の１口当たり純資産額	3.2599円	3.2266円
（１万口当たり純資産額）	32,599円	32,266円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・投資信託パフォーマンス・レビュー 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク管理委員会 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項　目	2019年 2月12日現在	2019年 8月13日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2019年 2月12日現在	2019年 8月13日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△27,960,090	151,673,348
投資証券	－	33,285,983
合計	△27,960,090	184,959,331

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

①　有価証券明細表

（ア）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
円	武田薬品工業	21,000	3,622.00	76,062,000	
	東京海上ホールディングス	11,400	5,649.00	64,398,600	
円 小計		32,400		140,460,600	
アメリカドル	CHEVRON CORP	6,388	121.56	776,525.28	
	EXXON MOBIL CORP	12,674	69.61	882,237.14	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	14,644	44.99	658,833.56	
	PHILLIPS 66	8,571	98.31	842,615.01	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-ADR	21,202	57.17	1,212,118.34	
	DOW INC	13,467	45.69	615,307.23	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	6,822	72.93	497,528.46	
	NUTRIEN LTD	13,732	50.39	691,955.48	
	3M CO	2,802	162.12	454,260.24	
	EATON CORP PLC	13,233	77.95	1,031,512.35	
	EMERSON ELECTRIC CO	10,851	58.30	632,717.46	
	LOCKHEED MARTIN CORP	2,146	377.00	809,042.00	
	WATSCO INC	3,529	157.66	556,382.14	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	5,322	114.88	611,391.36	
	HANESBRANDS INC	31,405	14.54	456,628.70	
	LEGGETT & PLATT INC	14,850	38.24	567,864.00	
	LAS VEGAS SANDS CORP	15,056	52.27	786,977.12	
	MCDONALD'S CORP	3,587	217.09	778,701.83	
	TARGET CORP	7,632	82.03	626,091.12	
	ALTRIA GROUP INC	24,466	46.02	1,125,925.32	
	BRITISH AMERICAN TOB-SP ADR	8,557	36.96	316,309.50	
	COCA-COLA CO/THE	12,379	53.18	658,315.22	
	PEPSICO INC	5,616	128.35	720,813.60	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	13,674	82.39	1,126,600.86	
	KIMBERLY-CLARK CORP	6,322	138.11	873,131.42	
	PROCTER & GAMBLE CO	6,558	116.00	760,728.00	
	ABBVIE INC	9,362	64.53	604,129.86	
	ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	25,436	44.36	1,128,404.55	
	JOHNSON & JOHNSON	4,499	131.90	593,418.10	

	MERCK & CO. INC.	9,381	85.71	804,045.51	
	PFIZER INC	27,965	35.40	989,961.00	
	BB&T CORP	12,695	46.63	592,031.32	
	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	29,847	14.71	439,049.37	
	WELLS FARGO & CO	11,326	45.42	514,426.92	
	BLACKROCK INC	1,176	416.34	489,615.84	
	CME GROUP INC	2,764	212.25	586,659.00	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	5,969	88.73	529,629.37	
	METLIFE INC	19,025	45.89	873,057.25	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	4,411	134.12	591,603.32	
	MICROSOFT CORP	4,955	135.79	672,839.45	
	CISCO SYSTEMS INC	17,247	51.54	888,910.38	
	SAMSUNG ELECTR-GDR	671	886.00	594,506.00	
	AT&T INC	39,727	34.47	1,369,389.69	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	25,642	55.69	1,428,002.98	
	AMEREN CORPORATION	9,086	76.64	696,351.04	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	9,174	90.38	829,146.12	
	DOMINION ENERGY INC	13,938	74.34	1,036,150.92	
	DUKE ENERGY CORP	16,937	89.50	1,515,861.50	
	ENTERGY CORP	14,144	107.74	1,523,874.56	
	FIRSTENERGY CORP	32,200	44.54	1,434,188.00	
	PPL CORPORATION	29,935	29.31	877,394.85	
	WEC ENERGY GROUP INC	7,888	89.99	709,841.12	
	BROADCOM INC	1,675	275.64	461,697.00	
	INTEL CORP	10,557	45.60	481,399.20	
	KLA CORP	3,718	134.20	498,955.60	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	12,056	40.96	493,813.76	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	7,851	120.08	942,748.08	
アメリカドル 小計		706,742		44,261,614.40 (4,666,502,006)	
カナダドル	PEMBINA PIPELINE CORP	25,641	48.50	1,243,588.50	
	ROYAL BANK OF CANADA	8,056	99.98	805,438.88	
	BCE INC	34,404	61.13	2,103,116.52	
	ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	15,702	68.24	1,071,504.48	
	TELUS CORP	23,803	47.38	1,127,786.14	
カナダドル 小計		107,606		6,351,434.52 (505,701,216)	

ユーロ	SNAM SPA	246,574	4.39	1,082,706.43	
	TOTAL SA	24,407	43.23	1,055,114.61	
	BASF SE	10,948	57.95	634,436.60	
	SIEMENS AG-REG	4,528	88.49	400,682.72	
	VINCI SA	7,468	94.00	701,992.00	
	DEUTSCHE POST AG-REG	25,705	28.60	735,163.00	
	MICHELIN (CGDE)-B	6,704	95.00	636,880.00	
	SANOFI	12,350	73.82	911,677.00	
	ALLIANZ SE-REG	6,739	199.64	1,345,373.96	
	ASSICURAZIONI GENERALI	47,785	16.04	766,471.40	
	AXA SA	61,721	21.60	1,333,173.60	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	6,586	217.20	1,430,479.20	
	SCOR SE	11,998	36.33	435,887.34	
	NATURGY ENERGY GROUP SA	20,878	23.44	489,380.32	
	TERNA SPA	169,618	5.31	902,028.52	
ユーロ 小計		664,009		12,861,446.70 (1,519,837,156)	
イギリスポンド	BAE SYSTEMS PLC	153,955	5.53	851,986.97	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	23,878	30.53	729,114.73	
	IMPERIAL BRANDS PLC	41,315	20.83	860,798.02	
	UNILEVER PLC	17,702	49.27	872,266.05	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	54,137	16.69	903,654.80	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	914,932	0.48	445,937.85	
	MICRO FOCUS INTERNATIONAL	26,701	16.41	438,323.61	
	NATIONAL GRID PLC	103,982	8.47	881,143.46	
イギリスポンド 小計		1,336,602		5,983,225.49 (761,844,101)	
スイスフラン	NESTLE SA-REG	7,175	106.40	763,420.00	
	NOVARTIS AG-REG	12,615	88.96	1,122,230.40	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	3,351	272.20	912,142.20	
スイスフラン 小計		23,141		2,797,792.60 (304,092,077)	
スウェーデンクローナ	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	49,196	85.52	4,207,241.92	
スウェーデンクローナ 小計		49,196		4,207,241.92 (46,405,878)	
ノルウェークローネ	ORKLA ASA	87,808	77.76	6,827,950.08	

ノルウェークローネ 小計		87,808		6,827,950.08 (80,706,369)	
オーストラリアドル	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	9,234	79.94	738,165.96	
	WESTPAC BANKING CORP	34,905	28.41	991,651.05	
	MACQUARIE GROUP LTD	5,646	122.37	690,901.02	
オーストラリアドル 小計		49,785		2,420,718.03 (172,403,538)	
シンガポールドル	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	218,949	3.26	713,773.74	
シンガポールドル 小計		218,949		713,773.74 (54,268,217)	
合　計		3,276,238		8,252,221,158 (8,111,760,558)	

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	口数	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	IRON MOUNTAIN INC	27,524	855,996.40	
		PUBLIC STORAGE	2,469	638,705.61	
		WELLTOWER INC	18,791	1,652,668.45	
	アメリカドル 小計		48,784	3,147,370.46 (331,827,267)	
	ユーロ	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	5,410	664,618.50	
	ユーロ 小計		5,410	664,618.50 (78,537,968)	
合計			54,194	410,365,235 (410,365,235)	

有価証券明細表注記

１.通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

２.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

３.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式	57銘柄	93.4%	-	55.0%
	投資証券	3銘柄	-	6.6%	3.9%
カナダドル	株式	5銘柄	100.0%	-	5.9%
ユーロ	株式	15銘柄	95.1%	-	17.8%
	投資証券	1銘柄	-	4.9%	0.9%
イギリスポンド	株式	8銘柄	100.0%	-	8.9%
スイスフラン	株式	3銘柄	100.0%	-	3.6%
スウェーデンクローナ	株式	1銘柄	100.0%	-	0.5%
ノルウェークローネ	株式	1銘柄	100.0%	-	0.9%
オーストラリアドル	株式	3銘柄	100.0%	-	2.0%
シンガポールドル	株式	1銘柄	100.0%	-	0.6%

②　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年8月30日現在です。

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	6,676,600,522円
Ⅱ　負債総額	8,959,418円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	6,667,641,104円
Ⅳ　発行済口数	7,817,954,703口
Ⅴ　1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.8529円
（1万口当たり純資産額）	（8,529円）

（参考）マニュライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	9,219,418,557円
Ⅱ　負債総額	81,678,474円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	9,137,740,083円
Ⅳ　発行済口数	2,785,910,477口
Ⅴ　1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	3.2800円
（1万口当たり純資産額）	（32,800円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2019年8月末現在）

資本金の額　　1億4,050万円

発行可能株式の総数　　8,400株

発行済株式総数　　2,027株

最近5年間の資本金の額の増減：　　該当事項はありません。

（２）委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。ただし、必要に応じて随時開催することができます。監査役は1名以上とし、取締役会に出席することを要します。

② 投資運用の意思決定機構

1. 商品政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、投信営業部が策定し、商品政策会議において審議、承認・決定されます。商品政策会議は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

2. 運用部門における運用方針の策定と運用の実行

・商品政策会議で審議・決定された運用の基本方針に基づき、運用を実行します。

・ポートフォリオの状況について、運用リスク等の評価・分析を行い、ポートフォリオの状況を常に把握します。

3. リスク管理部門における管理

委託会社では、以下の検証機能を有しています。

・投資信託パフォーマンス・レビュー

投資信託財産の運用状況（パフォーマンス）およびその運用リスク等の評価・分析を行います。また外部運用委託先等のモニタリング結果についても同様の報告・審議を行い、適切に管理を行っています。

モニタリングの結果、運用面での改善が必要と判断される場合は、商品政策会議に諮り、対処方法を検討します。

・リスク管理委員会

法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限の遵守状況のモニタリング等の結果を報告します。

違反または留意すべき事項を発見した場合は、関連部署に対して解消・改善の指示を行い、適切な管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

2019年8月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種　　類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	14	43,526
追加型株式投資信託	48	313,636
株式投資信託　合計	62	357,163
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託　合計	0	-
総合計	62	357,163

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3．当社は子会社はありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

（1）【貸借対照表】

期別		前事業年度（平成30年 3月31日現在）			当事業年度（平成31年 3月31日現在）		
科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）	構成比（%）	内訳（千円）	金額（千円）	構成比（%）
（資産の部）							
Ⅰ　流動資産							
1．現金・預金			1,253,679			1,837,322	
2．前払費用			22,744			23,047	
3．未収運用受託報酬	※2		1,072,295			664,071	
4．未収投資助言報酬			27,662			32,145	
5．未収委託者報酬			251,792			269,421	
6．その他未収収益			8,072			18,874	
7．その他流動資産			6,512			23,404	
流動資産計			2,642,759	75.4		2,868,286	79.7
Ⅱ　固定資産							
1．有形固定資産			47,068			41,677	
(1) 建物	※1	21,615			19,848		
(2) 器具備品	※1	25,452			21,828		
2．無形固定資産			—			4,901	
(1) ソフトウェア		—			4,901		
3．投資その他の資産			812,471			683,383	
(1) 繰延税金資産		706,149			569,987		
(2) 敷金		106,322			113,396		
固定資産計			859,539	24.5		729,963	20.2
資産合計			3,502,298	100.0		3,598,249	100.0
（負債の部）							
Ⅰ　流動負債							
1．未払金			163,578			134,092	
(1) 未払消費税等		59,263			23,031		
(2) 未払代行手数料		104,315			110,409		
(3) その他未払金		—			651		
2．未払費用	※2		1,076,209			817,336	
3．未払法人税等			—			48,265	
4．役員賞与引当金			18,549			25,245	
5．賞与引当金			142,897			113,899	
6．預り金			48,219			49,892	
流動負債計			1,449,454	41.3		1,188,733	33.0
Ⅱ　固定負債							
1．賞与引当金			16,542			17,742	
固定負債計			16,542	0.4		17,742	0.4
負債合計			1,465,996	41.8		1,206,475	33.5
（純資産の部）							
Ⅰ　株主資本							
1．資本金			140,500	4.0		140,500	3.9
2．資本剰余金			85,500			85,500	
(1) 資本準備金		85,500		2.4	85,500		2.3
3．利益剰余金			1,810,302			2,165,774	
(1) その他利益剰余金							
(i) 繰越利益剰余金		1,810,302		51.6	2,165,774		60.1
純資産合計			2,036,302	58.1		2,391,774	66.4
負債・純資産合計			3,502,298	100.0		3,598,249	100.0

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自　平成29年 4月 1日 至　平成30年 3月31日）			当事業年度 （自　平成30年 4月 1日 至　平成31年 3月31日）		
科目	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	百分比 （％）	内訳 （千円）	金額 （千円）	百分比 （％）
Ⅰ　営業収益							
１．運用受託報酬	※１		3,071,333			2,423,894	
２．投資助言報酬			315,884			151,587	
３．委託者報酬			1,869,111			2,032,623	
４．その他営業収益			74,681			336,657	
営業収益計			5,331,011	100.0		4,944,763	100.0
Ⅱ　営業費用							
１．広告宣伝費			74,742			56,713	
２．調査費			248,077			262,513	
３．委託費			1,649,817			1,332,815	
４．支払手数料			758,689			798,648	
５．営業雑経費			18,674			18,499	
営業費用計			2,750,002	51.5		2,469,191	49.9
Ⅲ　一般管理費							
１．給料	※１		1,559,729			1,596,031	
(1) 役員報酬		148,371			191,606		
(2) 給料・手当		915,936			875,638		
(3) 賞与		255,713			277,198		
(4) 賞与引当金繰入額		98,639			118,112		
(5) 役員賞与引当金繰入額		18,549			26,760		
(6) その他報酬給料		17,294			11,880		
(7) 福利厚生費		105,226			94,835		
２．交際費			10,820			6,488	
３．旅費交通費			37,262			21,208	
４．租税公課			28,835			26,420	
５．不動産賃借料			112,908			110,660	
６．退職給付費用			50,364			51,014	
７．固定資産減価償却費			6,981			5,717	
８．業務委託費			40,032			4,980	
９．諸経費			82,885			64,055	
一般管理費計			1,929,821	36.1		1,886,577	38.1
営業利益			651,187	12.2		588,994	11.9
Ⅳ　営業外収益							
１．受取利息及び配当金			113			9	
２．雑収入			－			570	
３．為替差益			－			－	
営業外収益計			113	0.0		580	0.0
Ⅴ　営業外費用							
１．雑損失			2,244			5,539	
２．為替差損			1,774			9,548	
営業外費用計			4,018	0.0		15,088	0.3
経常利益			647,282	12.1		574,486	11.6
Ⅵ　特別損失							
１．特別退職金			42,294			7,100	
特別損失計			42,294	0.7		7,100	0.1
税引前当期純利益			604,987	11.3		567,386	11.4
法人税、住民税及び事業税			84,907	1.5		75,752	1.5
法人税等調整額			126,876	2.3		136,161	2.7
当期純利益			393,203	7.3		355,472	7.1

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成29年 4月 1日　　至　平成30年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
		資本剰余金			利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	140,500	85,500	1,235,729	1,321,229	1,681,710	1,681,710	－	3,143,440	3,143,440
当期変動額									
当期純利益					393,203	393,203		393,203	393,203
自己株式の取得							△1,500,341	△1,500,341	△1,500,341
自己株式の消却			△1,500,341	△1,500,341			1,500,341	－	－
その他資本剰余金の負の残高の振替			264,611	264,611	△264,611	△264,611		－	－
当期変動額合計	－	－	△1,235,729	△1,235,729	128,592	128,592	－	△1,107,137	△1,107,137
当期末残高	140,500	85,500	－	85,500	1,810,302	1,810,302	－	2,036,302	2,036,302

当事業年度（自　平成30年 4月 1日　　至　平成31年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
		資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	
当期首残高	140,500	85,500	85,500	1,810,302	1,810,302	2,036,302	2,036,302
当期変動額							
当期純利益				355,472	355,472	355,472	355,472
当期変動額合計	－	－	－	355,472	355,472	355,472	355,472
当期末残高	140,500	85,500	85,500	2,165,774	2,165,774	2,391,774	2,391,774

重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　3～50年

器具備品　5～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

２．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」386,077千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」706,149千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第３項及び第５項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注９）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第７項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成30年 3月31日）	当事業年度 （平成31年 3月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 44,229千円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 49,620千円
※２　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （千円） 未収運用受託報酬　139,411 未払費用　872,410	※２　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （千円） 未収運用受託報酬　109,749 未払費用　61,953

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　平成29年 4月 1日 至　平成30年 3月31日）	当事業年度 （自　平成30年 4月 1日 至　平成31年 3月31日）
※１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。　（千円） 運用受託報酬　1,697,821 給料　1,588,627	※１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。　（千円） 運用受託報酬　1,306,102 給料　1,676,910

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成29年 4月 1日　　至　平成30年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,810株	－	1,783株	2,027株
合計	3,810株	－	1,783株	2,027株
自己株式				
普通株式 (注）1、2	－	1,783株	1,783株	－
普通株式	－	1,783株	1,783株	－

（注）1　増加株式のすべては、親会社からの取得によるものであります。
　　2　減少株式のすべては、消却によるものであります。

当事業年度（自　平成30年 4月 1日　　至　平成31年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,027株	－	－	2,027株

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は第二種金融商品取引業及び投資運用業、投資助言業並びに投資運用と投資助言のための媒介・代理業を行なっております。これらの業務を行なうために資本金及び営業収益は現金及び預金として運用しております。なお、現金及び預金の残高は潤沢にあるため、外部からの資金調達は株式の発行、借入ともに予定しておりません。またデリバティブ取引も行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融商品の主たる残高は現金及び預金です。当社は株式その他のリスク資産を保有せず、他の項目は未収及び未払の残高です。営業債権である未収運用受託報酬は、顧客先別に信用リスクを勘案しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成30年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,253,679	1,253,679	－
(2) 未収運用受託報酬	1,072,295	1,072,295	－
(3) 未収委託者報酬	251,792	251,792	－

当事業年度（平成31年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,837,322	1,837,322	－
(2) 未収運用受託報酬	664,071	664,071	－
(3) 未収委託者報酬	269,421	269,421	－

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	平成30年3月31日	平成31年3月31日
敷金	106,322	113,396

上記については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年 3月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	1,253,679	－
(2) 未収運用受託報酬	1,072,295	－
(3) 未収委託者報酬	251,792	－
合計	2,577,766	－

当事業年度（平成31年 3月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	1,837,322	－
(2) 未収運用受託報酬	664,071	－
(3) 未収委託者報酬	269,421	－
合計	2,770,814	－

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 （平成30年 3月31日）	
繰延税金資産	（千円）
税務上の繰越欠損金	383,786
未払費用	272,696
賞与引当金	46,950
未払事業税	1,694
その他	1,022
繰延税金資産小計	706,149
評価性引当額	－
繰延税金資産合計	706,149

当事業年度 （平成31年 3月31日）	
繰延税金資産	（千円）
税務上の繰越欠損金（注）	303,102
未払費用	218,289
賞与引当金	42,703
未払事業税	5,757
その他	48
繰延税金資産小計	569,987
評価性引当額	－
繰延税金資産合計	569,987

（注）税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 **(単位：千円)**

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の 繰越欠損金 (a)	－	－	39,120	117,487	60,998	85,496	303,102
評価性引当金額	－	－	－	－	－	－	－
繰延税金資産	－	－	39,120	117,487	60,998	85,496	(b) 303,102

（a）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（b）税務上の繰越欠損金303,102千円（法定実効税率を乗じた額）について、同額の繰延税金資産を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、平成25年３月期から平成28年６月期において、平成28年７月に吸収合併した旧マニュライフ・インベストメント・ジャパン株式会社において税引前当期純損失を合計1,303百万円計上したことにより生じたものであり、中期経営計画に基づいた将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 （平成30年 3月31日）	
法定実効税率	30.86%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.86%
住民税均等割	0.38%
所得拡大促進税制による税額控除	△1.08%
その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.01%

当事業年度 （平成31年 3月31日）	
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.96%
住民税均等割	0.40%
賃上げ・生産性向上のための税制による税額控除	△1.88%
その他	△0.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.35%

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　平成29年 4月 1日　　至　平成30年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成30年 4月 1日　　至　平成31年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自　平成29年 4月 1日　　至　平成30年 3月31日）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①　営業収益

（単位：千円）

香港	日本	合計
383,441	3,078,459	3,461,900

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,869,111千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニュライフ生命保険株式会社	1,700,897	資産運用業
マニュライフ・アセット・マネジメント（HK）リミテッド	383,441	資産運用業
適格機関投資家A	912,786	資産運用業
適格機関投資家B	249,624	資産運用業

（注）運用受託報酬については、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。
なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成30年 4月 1日　　至　平成31年 3月31日）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

（単位：千円）

香港	シンガポール	日本	合計
330,760	135,127	2,446,252	2,912,139

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
なお、委託者報酬2,032,623千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニュライフ生命保険株式会社	1,324,840	資産運用業
マニュライフ・アセット・マネジメント（HK）リミテッド	326,429	資産運用業
適格機関投資家Ａ	453,055	資産運用業
適格機関投資家Ｂ	334,550	資産運用業

（注）運用受託報酬については、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。
なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自　平成29年 4月 1日　　至　平成30年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニュライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	（被所有）直接 100.0	投資一任契約事務委託役員の兼務	運用受託報酬の受取	1,697,821	未収運用受託報酬	139,411
							出向者負担金等	1,676,885	未払費用等	73,719

当事業年度（自　平成30年 4月 1日　　至　平成31年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニュライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	（被所有）直接 100.0	投資一任契約事務委託役員の兼務	運用受託報酬の受取	1,306,102	未収運用受託報酬	109,749
							出向者負担金等	1,777,659	未払費用等	62,604

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自　平成29年 4月 1日　　至　平成30年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	（百万香港ドル）1,583.9	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	投資助言契約	投資助言報酬の受取	315,884	未収投資助言報酬	28,405
						事務代行	リエゾン報酬	67,556	その他未収収益	6,554
						再委任契約	再委託費の支払	292,211	未払費用	42,049
	Manulife Asset Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	（千米ドル）1.0	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費の支払	904,617	未払費用	707,995

当事業年度（自　平成30年 4月 1日　　至　平成31年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	（百万香港ドル）1,599.7	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	91,313	その他未収収益	6,988
						再委任契約	再委託費の支払	153,083	未払費用	12,940
	Manulife Asset Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	（千米ドル）1.0	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費の支払	829,283	未払費用	563,710

(注)　1．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。

(2) 運用受託報酬の受取、投資助言報酬の受取、リエゾン報酬の受取、再委託費の支払等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

3．令和元年5月7日付で、Manulife Asset Management U.S. LLCは、Manulife Investment Management (US) LLCへ社名変更しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニュライフ生命保険株式会社　（非上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成29年 4月 1日 至　平成30年 3月31日）	当事業年度 （自　平成30年 4月 1日 至　平成31年 3月31日）
１株当たり純資産額　1,004,589.16円 １株当たり当期純利益金額　117,199.16円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　1,179,957.70円 １株当たり当期純利益金額　175,368.53円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成29年 4月 1日 至　平成30年 3月31日）	当事業年度 （自　平成30年 4月 1日 至　平成31年 3月31日）
当期純利益金額（千円）	393,203	355,472
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	393,203	355,472
普通株式の期中平均株式数（株）	3,355	2,027

（重要な後発事象）

該当事項なし

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

2020年4月1日付で商号を「マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社」から「マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社」へ変更することを予定しております。

② 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円 (2019年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼業等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
（再信託受託会社） 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円 (2019年3月末現在)	

（２）販売会社

名　　称	資本金の額	事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円 （2019年3月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 （2019年3月末現在）	
立花証券株式会社	6,695百万円 （2019年3月末現在）	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円 （2019年3月末現在）	
東海東京証券株式会社	6,000百万円 （2019年3月末現在）	
マネックス証券株式会社	12,200百万円 （2019年3月末現在）	
エース証券株式会社	8,831百万円 （2019年3月末現在）	
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307百万円 （2019年3月末現在）	
とちぎんＴＴ証券株式会社	301百万円 （2019年3月末現在）	
フィデリティ証券株式会社	9,257百万円 （2019年3月末現在）	
水戸証券株式会社	12,272百万円 （2019年3月末現在）	
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円 （2019年3月末現在）	
株式会社千葉銀行	145,069百万円 （2019年3月末現在）	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958百万円 （2019年3月末現在）	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円 （2019年3月末現在）	
株式会社第四銀行	32,776百万円 （2019年3月末現在）	
株式会社栃木銀行	27,408百万円 （2019年3月末現在）	
株式会社静岡銀行	90,845百万円 （2019年3月末現在）	

（３）投資顧問会社

名　　称	資本金の額	事業の内容
エポック社	317.7百万USドル (2019年6月末現在)	主として機関投資家向けファンド等の設計・投資運用業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

① 投資信託財産の保管、管理及び計算

② 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

（２）「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

① 受益権の募集の取扱い

② 収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

③ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

④ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

（３）「投資顧問会社」は、委託会社から運用権限の委託を受け、マザーファンドの一部を運用します。

３【資本関係】

（持ち株比率5%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当特定期間において提出された、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

2019年2月28日	臨時報告書
2019年5月9日	有価証券報告書（第17特定期間）
2019年5月9日	有価証券届出書
2019年5月31日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和元年５月３０日

マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鴨下　裕嗣　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニュライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの第１５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成３１年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年９月11日

マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奈　良　昌　彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）の2019年２月13日から2019年８月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニュライフ・新グローバル配当株ファンド（毎月分配型）の2019年８月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。